

いじめ防止のための基本方針

南アルプス市立櫛形西小学校

令和7年10月30日改定

本基本方針は、いじめ防止対策推進法（平成25年9月28日施行）第13条の規定及び国といじめ防止等のための基本的な方針に基づき、本校におけるいじめ防止のための対策に関する基本的な方針を策定したものである。

令和6年8月に「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が改訂されたことを受け、山梨県や南アルプス市でも上記の方針が改定された。本校においても、それらを反映することを目的として、本基本方針を改定し、運用していくこととする。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

（1）いじめの定義（いじめ防止対策推進法第2条）

いじめとは、児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめには、多様な様態があることを鑑み、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立って判断することが必要である。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動、塾やスポーツクラブ等、当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係のあることを指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断する。一見いじめとみなされるものの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが重要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向に配慮の上、早期に警察と連携した対応を取ることが必要である。

具体的ないじめの態様には、以下のようなものがある。

- ・冷やかしたりからかったり、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかれたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかれたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる等

(2) 基本理念

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある重大な人権の侵害行為である。

本校では、学校教育全体を通じて、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深め、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を一人一人に徹底し、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置する事がないように対策を行う。

(3) いじめに関する基本的認識

「いじめ問題」には以下のような特質があることを十分に理解して、的確に取り組むことが必要である。

① いじめは、人間として決して許されない行為である。

いじめは許されない、いじめる側が悪いという毅然とした態度を徹底する。

いじめは子供の成長にとって必要な場合もあるという考えは認められない。

② けんかやふざけあいであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

③ いじめは、どの児童にも、どの学校、どの学級にも起こりうることである。

④ いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く発見しにくい。

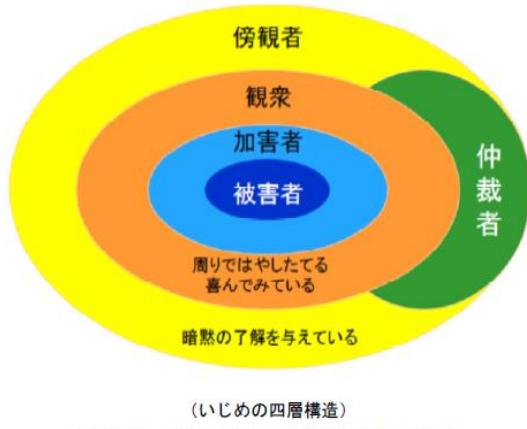
⑤ いじめは、様々な態様がある。(ネット上のいじめなど)

⑥ いじめられる側にも問題があるという見方には立たない。

⑦ いじめは、解消後も注視が必要である。

⑧ いじめは、家庭教育の在り方に大きな関わりを有している。

⑨ いじめは、学校、家庭、社会など全ての関係者が連携して取り組むべき問題である。



いじめはいじめる側(加害者)といじめられる側(被害者)という二者関係だけでは成立しない。左図の通り、周りにいる、はやし立てたり面白がったりする存在(観衆)と、周辺で黙って見守っている存在(傍観者)を含めた四層構造(「森田洋司氏による」)の中で発生する。

いじめはこの四層構造における児童の関係性に注目して対応していくことが大切である。

また、児童たとの間にはさまざまな人間関係があるので、この構造の中で、いじめが同時発生的に起こる場合もある。

滋賀県教委「ストップ いじめアクションプラン」より

上記に掲載した認識に基づき、本校では、いじめ防止に向けて、校長のリーダーシップのもと、いじめの兆候や発生を見逃さず、学校全体で迅速に組織的に対応するために、以下に挙げるいじめ防止のための基本姿勢を全職員がもち、歩調を合わせて対応していく。

- ① いじめをしない、させない、許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 児童一人ひとりの自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。

- ③ いじめの早期発見のために様々な手段を講じ、早期解決のために当該児童の安全を保証するとともに、適切で毅然とした指導を行う。
- ④ 学校・家庭・地域、関係機関と連携を図りながら、いじめ問題の解決に取り組む。

2 いじめ防止等の対策のための組織

法の第22条を受け、いじめ問題への組織的な取組を推進するために、以下の「いじめ防止対策委員会」を設置し、この組織が中心となり、教職員全員で共通理解を図り、学校全体で総合的ないじめ対策を行う。いじめを発見し、または相談を受けた場合には、速やかに、いじめ防止対策委員会に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的対応に努めていく。

(1) 「いじめ防止対策委員会」の構成員

学校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、養護教諭、他必要により関係者（スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、市福祉課、児童相談所、市教委、中北教育事務所、主任児童委員、民生児童委員、警察等）

※協議する内容に応じて、組織の構成員は柔軟に定める

(2) 「いじめ防止対策委員会」の役割

いじめの未然防止、早期発見、早期対応の中心的役割を担う。

学期に一回程度開催予定とするが、その時の状況等勘案し、必要に応じて開催する。また、必要によりケース会議を開催する。

【未然防止に関する役割】

※いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う。

【早期発見・事案対処に関する役割】

※いじめの相談・通報の窓口となる。

※いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。

※いじめに係る情報があった時には、緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有及び児童に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。

※いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導体制・対応方針の決定と保護者との連携などの対応を組織的に実施する。

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組に関する役割】

※学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

※学校いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

※学校いじめ防止基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童及び保護者に対して、自らの存在及び活動が認識される取組（例えば、PTA総会や児童総会等において説明するなど）を実施する必要がある。また、いじめの早期発見のためには、学校いじめ対策組織は、い

じめを受けた児童を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童から認識されるようにしていく必要がある。

いじめであるかどうかの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、教職員は、ささいな兆候や懸念、児童からの訴えを抱え込まずに、または、対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全てを当該組織に報告・相談する。（いつ、どこで、だれが、何を、どのように等）加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図る。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものではなく、気付きを共有して早期対応に繋げることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要がある。

3 いじめ防止等に関する方策

（1）学校におけるいじめの防止基本方針

- ① 学校経営方針のグランドデザインに「西小は大きな家族」～すべての子どもと先生がいつも手をつなぎ合いあたたかくてほっとするそんな学校を目指します～を掲げ、児童相互のふれあいを通して思いやりの心を醸成するとともに、すべての児童に集団の一員としての自覚や自信を育て、互いを認め合える人間関係・学校風土を創り出していく。
- ② 「学び合い」による子ども主体の授業を通して、学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わわせ、自尊感情を育むことができるよう努める。
- ③ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流能力の素地を養うため、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の一層の充実を図る。
- ④ 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図り、いじめの未然防止に努める。

（2）いじめの未然防止のための具体的取組

- ① 児童一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組む。
- ② 教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、児童に基礎・基本の定着を図る。学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるよう努める。
- ③ 道徳の時間には命の大切さについての指導を行う。また、「いじめは絶対に許されないこと」という認識を児童が持つように、教育活動全体を通して指導する。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを教える。
- ④ 協力し合い、理解しあう機会を作る。
 - i いじめゼロを目指した児童会活動を推進する。
 - ii 集会活動を通して多くの児童の前で表現する機会を作り、責任感と達成感を育てる。
 - iii 学校行事や自然体験活動等を通して協力することの大切さを学ばせる。
 - iv 道徳の授業において、道徳資料等を活用して心と心の連携を図る。
 - v 異年齢集団を組織し、年上の児童が年下の児童を指導するという活動を通して、児童一人一人の心の成長を図る。この活動を通して、
 - ・成長に合わせ、自分だけの自分から、みんなの中の自分を知ること。
 - ・集団のルールや決まりを守ること。
 - ・指導する立場に立つことで、集団の改善への意欲と責任感を育てること。
 - ・集団の中で自分の考え等を相手に伝わるようきちんと表現すること。など、社会の中で生きていく力を育てている。

(3) いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

- ① いじめに関する基本認識に立ち、全ての教員が児童の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、児童の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けていく。
- ② おかしいと感じた児童がいる場合には終礼、職員会議時の情報交換等の場において気付いたことを全職員で共有し、より大勢の目で当該児童を見守る。
- ③ 教師が積極的に働きかけを行い児童に安心感をもたらすとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、相談室や教育相談活動で当該児童から悩み等を聞き、問題の早期解決を図る。
- ④ 各月の職員会議や打合せの時に児童情報交換の場を設ける。
- ⑤ 「学校生活に関するアンケート」を年3回行い、児童の悩みや人間関係を把握し、課題のある場合はすぐに対応する。
- ⑥ その他にも、学級満足度調査（Q-U）や個別懇談等を活用し児童の把握に努める。

4 いじめに対する措置

(1) 基本的な考え方

- ① いじめと思われる現象等を確認したり、相談等を受けたりした場合は、すみやかに事実の有無の確認を行い、「いじめ防止対策委員会」を中心に情報を共有する。
- ② いじめの事実が確認された場合は、早急にいじめをやめさせる。その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- ③ いじめを受けた児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、措置を講ずる。
- ④ いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- ⑤ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。

教職員全員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関・専門機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめの発見・通報を受けた時の対応

- *遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合は、その場でその行為を止める。
- *児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴する。ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階からの確に関わりを持つ。その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- *発見・通報を受けた教職員は、一人で抱え込みず、学校いじめ対策組織に直ちに情報を共有する。その後は、当該組織が中心となり、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。事実確認の結果は、校長が責任をもって学校の設置者に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- *いじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる場合は、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、学校はためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。児童から教職員にいじめ（疑いを含む）に係る情報の報告・相談があった時に、学校が速やかに具体的な行動をとらなければ、児童は「報告・相談しても何もしてくれない」と思い、今後、いじめに係る情報の報告・相談を行わなくなる可能性がある。このため、教職員は、他の業務に優先して、かつ、即日、

当該事情を速やかに学校いじめ対策組織に報告し、学校の組織的な対応につなげる必要がある。

(3) いじめられた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童から事実関係の聴取を行う。その際、いじめられている児童にも責任があるという考え方はあってはならず、「あなたが悪いのではない」ことをはっきり伝えるなど、自尊感情を高めるように留意する。家庭訪問等により、その日のうちに迅速に保護者に事実関係を伝える。いじめられた児童や保護者に対し、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去するとともに、実態の状況に応じて、複数の教職員の協力の下、当該児童の見守りを行うなど、児童の安全を確保する。あわせて、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、いじめられた児童に寄り添い支える体制をつくる。

(4) いじめた児童への指導またはその保護者への助言

いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行い、いじめがあったことが確認された場合、学校は、複数の教職員が連携し、必要に応じて、外部専門家の協力を得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。また、事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上、学校と保護者が連携して以後の対応を適切に行えるよう保護者の協力を求めるとともに、保護者に対する継続的な助言を行う。

いじめた児童への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

(5) いじめが起きた集団への働きかけ

いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めさせることはできなくても、誰かに知らせる勇気を持つよう伝える。また、はやしたてるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合うなどして、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようする。児童が真にいじめの問題を乗り越えた状態とは、謝罪だけではなく、被害児童の回復、加害児童が抱えるストレス等の問題の除去、被害児童と加害児童をはじめとする他の児童との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すことをもって達成させるものである。

(6) インターネット上のいじめへの対応

インターネット上のいじめが、重大な人権侵害に当たることを十分理解させるために、情報モラル教育を進めるとともに、保護者においても、これらについての理解を求めていく。

(7) いじめに対する措置

いじめが「解消」したと判断するためには、少なくとも、①いじめに係る行為が止んでいること（3か月を目安とする）②被害者が心身の苦痛を感じていないことの 2 要件が満たされている必要がある。ただし、被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、長期の期間を設定するものとする。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童の支援を継続するために、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階にすぎず、いじめが再発する可能性が十分にある得ることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

5 重大事態への対処

いじめの重大事態については「重大事態ガイドライン」（令和6年8月改訂版）により適切に対応する。円滑かつ適切な調査の実施およびいじめ対象児童生徒や保護者等に寄り添った対応をする。

重大事態とは 「いじめ防止対策推進法」から

- (1) いじめにより、生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めたとき。
- (2) いじめにより、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき。
※文部科学省の規定「相当の期間」を不登校の定義を踏まえ、年間 30 日を目安とする。
- (3) 児童生徒や保護者から、いじめにより重大な事態が生じたという申し立てがあったとき。

(補足) 「疑いがある」と認めた段階で重大事態として扱う。

- (1) 重大事態発生の報告 市教育委員会に重大事態の発生を報告し、指示を仰ぐ。
- (2) 調査組織の設置と調査の実施 いじめの防止等の対策のための組織または教育委員会が設置した附属機関において 調査を行う。 ※調査を行う組織については、調査対象となるいじめ事案の関係者と直接人間関係または特別な 利害関係を有する者がいた場合、その者を除き、新たに適切な専門家を加えるなど、公平性・ 中立性を確保する。
- (3) 調査結果と事実関係の報告 市教育委員会へ調査結果と事実関係を報告すると共に、市教委及び調査組織と連携 を 図りながら被害児童及び保護者に事実関係の説明を行う。
- (4) 被害児童の安全・ 安心を確保するための対処プランの策定と実施 市教育委員会、調査組織の助言を基に被害児童の安全・ 安心を確保すると共に、被害児童の 支援を継続するための支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確 実に実施する。
- (5) いじめが起きた集団への働きかけ 児童がいじめに対して、傍観者とならず、担任をはじめとした教職員への報告など、いじめ を止めさせるための行動をとる重要性を理解させるように努める。
- (6) 家庭との連携 学校で取り組んでいる対策について家庭に報告し、連携をとりながら支援を進めていく。
- (7) 関係機関との連携 必要に応じてスクールカウンセラー、児童相談所、市教委、市の福祉部局、民生委員など関 係機関と連絡・情報交換など連携を図っていく。

【チェックリスト】いじめ重大事態に対する平時からの備え

チェックポイント	チ エ ツ ク
年度初めの職員会議や教員研修等の実施により、全ての教職員は、学校いじめ防止基本方針はもとより、法や基本方針等についても理解し、重大事態とは何か、重大事態に対してどう対処すべきかなどについて認識している。	<input type="checkbox"/>

実際に重大事態が発生した場合には、校長がリーダーシップを発揮し、学校いじめ対策組織を活用しつつ、各教職員が適切に役割分担を行い、連携して対応できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ防止基本方針について、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関等に説明している。	<input type="checkbox"/>
学校いじめ対策組織について、次のような対応を適切に行えるよう、平時から実効的な組織体制を整えている。 ・学校におけるいじめの防止及び早期発見・早期対応に関する措置を実効的・組織的に行うこと ・法第23条第2項に基づいていじめの疑いがある場合の調査等を行うこと ・重大事態の申立てがあった場合の確認等の役割を担うことなど	<input type="checkbox"/>
校長のリーダーシップの下、生徒指導主事等を中心として組織的な支援及び指導体制を構築した上で、学校いじめ防止基本方針に定める年間計画において定例会議の開催等を位置付け、その中で、学校いじめ対策組織が重大事態の発生を防ぐために重要な役割を担っている組織であることを確認するとともに、重大事態が発生した際の適切な対処の在り方について、全ての教職員の理解を深める取組を行っている。	<input type="checkbox"/>
学校がいじめへの対応で判断に迷う場合等に備えて、迅速に学校の設置者に相談を行うことができるよう連携体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
「学校いじめ対策組織」において会議を開催した際の記録や児童生徒への支援及び指導を行った際の記録を作成し、保存しておく体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
日頃の学校教育活動の中で作成、取得したメモ等をそのままにせず、各学校又はその学校の設置者において定める文書管理規則等に基づいて、適切に管理する体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
様々な情報を効率的に記録し、保存するため、統一のフォーマットの作成等文書管理の仕組みを整えている。	<input type="checkbox"/>
学校が認知したいじめへの対応を行っている中で、重大な被害が疑われる場合や、欠席が多くなり、不登校につながる可能性が高い児童生徒について、当該児童生徒の保護者に重大事態調査について説明を行い、学校と家庭が連携して児童生徒への支援について方向性を共有できる体制を整えている。	<input type="checkbox"/>
いじめが犯罪行為に相当し得ると認められる場合には、学校としても、警察への相談・通報を行うことについて、あらかじめ保護者等に対して周知している。	<input type="checkbox"/>
そもそも、いじめを重大化させないことが重要であり、学校全体でいじめの防止及び早期発見・早期対応に取り組んでいる。	<input type="checkbox"/>

いじめの重大事態の調査に関するガイドライン

第1章 重大事態調査の概要及び調査の目的

- ・重大事態とは、“いじめにより重大な被害が生じた”疑い又は“いじめにより不登校を余儀なくされている”疑いがある段階を指す。
- ・これらの疑いが生じた段階から学校の設置者又は学校は調査の実施に向けた取組を開始する。
- ・重大事態調査の目的は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、当該重大事態への対処及び再発防止策を講ずることにある。

第2章 いじめ重大事態に対する平時からの備え

平時から実効的な役割を果たし、重大事態が発生した際も、学校と設置者が連携して対応する。

- ・重大事態の発生を防ぎ、かつ、重大事態が発生した際に適切な対応をとることができるよう、平時から学校の全ての教職員は、法、基本方針、本ガイドライン及び「生徒指導提要（改訂版）」を理解することが必要である。
- ・学校においては、学校いじめ対策組織が個別のいじめに対する対応において、実効的な役割を果たせるよう、学校外とも連携体制を構築する。
- ・学校の設置者においては、学校と緊密に情報共有を行い、重大事態が発生した場合に迅速に調査を開始することができるよう職能団体等と連携できる体制を構築しておくことが望ましい。

第3章 学校の設置者及び学校の基本的姿勢

重大事態調査を適切に実施するに当たって、以下の視点をもちながら取り組む

- ・調査には真摯な態度で取り組むこと
- ・公平・中立に調査を行うこと（調査体制の構築を含む）
- ・多くの情報を集め、客観的な分析と検証により、可能な限り詳細に事実関係を明らかにすること
- ・事実関係を基に学校の設置者及び学校の日頃のいじめ防止等の対策及び事案の発生後の対応にどのような課題があつたかについて検証し整理すること
- ・具体的かつ実効性のある再発防止策を検討すること

- ・重大事態調査を行うに当たっては、学校の設置者及び学校は、事実関係を明らかにして、自らの対応を真摯に見つめ直し、再発防止策を確実に実践していく姿勢で取り組むことが必要である。
- ・調査の対応と並行して、対象児童生徒への心のケアや必要な支援、関係児童生徒に対する指導及び支援等に取り組むことが求められる。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきいじめなどであることが明らかであり学校のみでは対応しきれない場合には、警察に相談・通報して対応することが必要である。

第4章 重大事態を把握する端緒

児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うこと。

- ・重大事態の判断は、学校の設置者又は学校が行う。学校の設置者又は学校は、別添資料1に示す重大事態として扱われた事例を参考としつつ、法第23条第2項や法第24条に基づく調査を通じて把握した情報をもとに疑いを抱いた段階から対応を開始する。
- ・不登校重大事態については、年間30日の欠席を目安とするが、児童生徒が一定期間、連續して欠席しており、その要因としていじめが考えられるような場合には、学校は、欠席期間が30日に到達する前から設置者に報告・相談し、情報共有を図るとともに、重大事態に該当するか否かの判断を学校が行う場合は、よく設置者と協議するなど、丁寧に対応することが必要である。
- ・児童生徒や保護者から、重大事態の申立てがあったときは、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。なお、児童生徒や保護者から、重大事態の申立てをうけたが、学校が児童生徒へのいじめの事実等を確認できていない場合には、必要に応じて、まず、法第23条第2項の規定を踏まえた学校いじめ対策組織による調査を実施し、事実関係の確認を行うことが考えられる。

第5章 重大事態発生時の対応

- ・学校の設置者及び学校は、重大事態が発生した際は、地方公共団体の長等まで重大事態が発生した旨を報告しなければならない。
- ・重大事態発生時の初動対応においては、特に、対象児童生徒・保護者との情報共有が重要であり、学校の設置者又は学校において窓口となる担当者を決めて、保護者との連絡・調整に当たり、情報が途切れないようにする必要がある。
- ・学校では、調査に必要な文書等の収集・整理、必要に応じて報道対応が求められる場合もある。

第6章 調査組織の設置

- ・調査主体は学校の設置者が判断する。不登校重大事態については、原則として学校主体で調査を行う。
- ・特段の事情がある場合を除いて、第三者を加えた調査組織となるよう努める。
- ・専門的見地からの詳細な事実関係の確認や調査組織の公平性・中立性を確保する必要性が高く、調査組織の構成について特に熟慮する必要性が高い重大事態は以下のとおり。

- ① 対象児童生徒が死亡しており、自殺又は自殺が疑われる重大事態
- ② 対象児童生徒と関係児童生徒の間で被害と加害が錯綜しているなど事案が複雑であり、詳細に事実関係を明らかにすることが難しい重大事態
- ③ これまでの経緯から学校の対応に課題があったことが明らかであるなど学校と関係する児童生徒の保護者等との間に不信感が生まれてしまっている重大事態

第7章 対象児童生徒・保護者等に対する調査実施前の事前説明

- ・調査を始める前に対象児童生徒・保護者への事前説明を行う。事前説明を通じて、調査についての認識のすり合わせや共通理解を図ることが円滑に調査を進めることにつながる。
- ・事前説明は、いじめ重大事態が発生したと判断した後、速やかに説明・確認する事項と調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項があり、2段階に分けて行うことが望ましい。
- ・関係児童生徒・保護者への説明も行う必要がある。

【いじめにより重大な被害又は不登校を余儀なくされている状況を把握し、重大事態に当たる と判断した後速やかに説明・確認する事項】

- ① 重大事態の別・根拠
 - ・1号重大事態、2号重大事態のいずれに該当するのかということや法に基づき、調査を行うこととなることなど、根拠を示しながら説明する。
 - ・学校の設置者又は学校が重大事態として認めた時期や、地方公共団体の長等への発生報告を行っていることを説明する。
- ② 調査の目的
 - ・重大事態の調査は、民事・刑事・行政上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、事実関係を可能な限り明らかにし、その結果から当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであることを説明する。
 - ・その際、関係者の任意の協力を前提とした調査であり、事実関係が全て明らかにならない場合や重大な被害といじめとの関係性について確実なことが言えないことも想定されることについて触れる。
- ③ 調査組織の構成に関する意向の確認・調査組織の構成については公平性・中立性が確保されるよ

う人選等を行う必要があることに ついて説明した上で、対象児童生徒・保護者から構成員の職種や職能団体について要望があるかどうか確認する。

- ・職能団体等を通じて推薦を依頼する場合には、対象児童生徒・保護者の意向を伝えることができること、一般的に職能団体等からの推薦を経て調査委員会の委員に就任する者については第三者性が確保されると考えられること、職能団体等における推薦の手続きには時間が必要することに触れる。
- ・対象児童生徒・保護者が指定する者を調査組織に参画するよう求められた場合には、 調査の公平性・中立性が確保できなくなることから、職能団体等を通じて推薦を依頼することを説明する。

④ 調査事項の確認

- ・調査主体側で把握している事案と対象児童生徒・保護者が認識している事案に齟齬がある可能性もあることから、調査事項となるいじめ（疑いを含む）や出来事について確認を行う。
- ・児童生徒を取り巻く環境を可能な限り網羅的に把握することは重大事態への対処、再発防止策の検討において必要であることから、個人的な背景及び家庭での状況も調査することが望ましく、調査組織の判断の下で、これらの事項も調査対象とする場合があることについて説明し、理解を求める。

⑤ 調査方法や調査対象者についての確認

- ・対象児童生徒・保護者から調査方法について要望があるか確認を行う。また、実際に聴き取り等を行う対象者等についても要望がある可能性があることから、この時点で確認を行う。ただし、調査組織の判断で要望のあった者以外にも聴き取り等を行う場合があることについて触れる。
- ・事実関係を可能な限り明らかにするためには多くの情報を集める必要があるものの、対象児童生徒・保護者が関係児童生徒等への聴き取り等をやめてほしいと訴えている場合には、関係児童生徒への聴き取り等を行わないなど調査方法、範囲を調整し、対象児童生徒・保護者が納得できる方法で行うことができる旨を説明し、調査方法や対象について要望を聴き取る。
- ・その際、関係児童生徒等への聴き取りを行わない場合は、いじめ行為を含む詳細な事実関係の確認、いじめと対象児童生徒の重大な被害との具体的な影響・関連の説明等が難しくなるなどの可能性があることを必要に応じて伝える。

⑥ 窓口となる担当者や連絡先の説明・紹介

- ・対象児童生徒・保護者との窓口となる者を紹介し、連絡先等について説明する。

【調査組織の構成や調査委員等調査を行う体制が整った段階で説明する事項】

① 調査の根拠、目的

- ・調査の根拠、目的について説明する。

② 調査組織の構成

・ 調査組織の構成について、調査委員の氏名や役職を紹介する。特に、職能団体等からの推薦を受けて選出した調査委員については、そのことに触れながら説明を行い、公平性・中立性が確保された組織であることを説明する。必要に応じて、職能団体からも、当該人物の専門性等の推薦理由を提出してもらうことも考えられる

③ 調査時期・期間（スケジュール、定期報告）

- ・対象児童生徒・保護者に対して、調査を開始する時期や当面のスケジュールについて目途を示す。
- ・実際に調査を開始すると、新たな事実が明らかになるなど調査が始まってから調査期間が変更になる可能性があることも伝える。

- ・そのため、定期的に及び適時のタイミングで経過報告を行うことについて、予め対象児童 生徒・保護者に対して説明する。※経過報告に係る詳細な記載は、第8章第2節（6）を 参照

④ 調査事項・調査対象

- ・重大事態の調査において、どのような事項（対象とするいじめ（疑いを含む）や出来事、学校の設置者及び学校の対応等）を、どのような対象（聴き取り等をする児童生徒・教職員等の範囲）に調査するのかについて、対象児童生徒・保護者に対して説明する。
- ・なお、調査の中で新たな事実が明らかになり、調査対象となる事項が増えることや児童生徒等から聴き取り等を行うことができず、調査の中で対象とする事項を決めていく場合もあるため、そのような場合には臨機応変に対応していくことも説明する。
- ・また、調査組織が、第三者委員会の場合等に、調査事項や調査対象を第三者委員会が主体的に決定することも考えられるが、その場合には、方向性が明らかとなった段階で、適切に説明を行う。
- ・調査組織の判断の下で、児童生徒の個人的な背景や家庭での状況も調査対象として想定している場合には、そのことを対象児童生徒・保護者に対して説明し、必要に応じて協力を求める。

⑤ 調査方法（アンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順）

- ・重大事態調査において使用するアンケート調査の様式、聴き取りの方法・手順を、対象児童生徒・保護者に対して説明する。
- ・その際、事前に説明を行った段階で対象児童生徒・保護者から調査方法について要望を聞いている場合には、要望に対して検討を行った結果について説明を行う。

⑥ 調査結果の提供

- ・法第28条第2項に基づいて対象児童生徒・保護者には調査結果の説明を行うことが求められており、調査終了後、調査結果の提供・説明を行うことについて、予め説明を行う。
- ・また、調査の過程で収集する個人情報について利用目的を明示するとともに、その取扱いについても説明を行う。
- ・関係児童生徒・保護者に対して調査結果の提供・説明を行うことも必要であり、予め対象児童生徒・保護者に説明する。
- ・なお、調査の過程で収集した聴き取りの結果やアンケートの調査票について提供を求められる場合があるが、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。
- ・例えば、アンケートの結果について、個人名や筆跡等の個人が識別できる情報を保護する（例えば、個人名は伏せ、筆跡はタイピングし直すなど）等の個人が特定されないような配慮を行う必要があり、提供の希望がある場合にはそのような対応をとることについて説明する。
- ・公表についても、学校の設置者等として公表に当たっての方針があれば、説明を行うとともに、個人情報保護法や情報公開条例等に基づいて対応することを説明する。
- ・調査票を含む調査に係る文書の保存について、学校の設置者等の文書管理規則等に基づき行うことについて、文書の保存期間を説明する。

⑦ 調査終了後の対応・法に基づいて、調査結果は地方公共団体の長等に報告を行うことを説明する。

- ・重大事態調査を実施しても、事実関係が全て明らかにならない可能性があることを説明する。
- ・万が一、事前に確認した調査事項について調査がされておらず、地方公共団体の長等が、十分な調査が尽くされていないと判断した場合には、再調査に移行することを説明する。
- ・調査報告書について意見等があれば地方公共団体の長等に対する所見書を提出できることを説明する。

(2) 対象児童生徒・保護者への説明に当たっての留意事項 重大事態調査を開始する段階で記者会見、保護者会など外部に説明する必要がある際

第8章 重大事態調査の進め方

- ・アンケート調査や聴き取り調査を行う際には、調査対象者に対して調査の趣旨や把握した情報の活用方法等を説明してから行うことが必要
- ・第3節の標準的な項目・記載内容を参考としつつ、可能な限り詳細な事実関係の確認を行い、再発防止策の提言につなげる。

＜事前に確認・検討すべき事項＞

- ・調査の目的・趣旨
- ・調査すべき事案の特定、調査事項の確認
- ・調査方法やスケジュール
- ・調査に当たっての体制（第三者委員会と事務局の役割分担等）
- ・調査結果の公表の有無、在り方

＜調査全体の流れ＞

①学校の組織体制等の基本情報の把握及びこれまで作成している対応記録等の確認（調査の初期段階で確認する必要のある文書等）

- ・当該学校の生徒指導体制、校務分掌等の組織体制が分かる資料
- ・学校いじめ防止基本方針
- ・年間の指導計画
- ・学校に設置される各委員会の議事録
- ・過去のアンケート、面談記録

↓

②対象児童生徒・保護者からの聴き取り

↓

③聴き取りやアンケート調査等の実施

- ・教職員からの聴き取り
- ・関係児童生徒からの聴き取りやアンケート調査の実施
- ・学校以外の関係機関への聴き取り（医療機関、福祉部局や人権関係部局等これまで当該事案に対応していた学校以外の機関があれば聴き取りを依頼（※先方は守秘義務が課されていることが一般的であり、その範囲内での対応となることに留意が必要。また、保護者との相談も必要。））

↓

④事実関係の整理（必要があれば追加で聴き取り等を実施）

↓

⑤整理した事実関係を踏まえた評価、再発防止策の検討

↓

⑥報告書の作成、取りまとめ

報告書の作成に当たっては、学校の設置者及び学校が作成する場合であっても、「なぜ本校でこのような事案が発生したのか」、「このような状態になったのはどのような対応が不適切だったのか」等の視点をもちつつ、標準的な項目等を参考にして作成する。

	標準的な項目		記載内容の例
1	重大事態調査の位置付け		<input type="checkbox"/> 重大事態の別（1号・2号・1号かつ2号） <input type="checkbox"/> 重大事態の認定日、地方公共団体の長等への報告日等
2	調査の目的、調査組織の構成		<p>(1) 調査の目的 <input type="checkbox"/> 調査の趣旨・目的を記載する。</p> <p>(2) 調査期間 <ul style="list-style-type: none"> ・調査組織の設置日、調査の開始から終了までのスケジュールを記載する。 </p> <p>(3) 調査組織の構成 <ul style="list-style-type: none"> <input type="checkbox"/> 調査組織の名称、調査委員の氏名・役職等を記載する。 <input type="checkbox"/> 外部の調査委員が専門家や第三者として参画しているような場合には、そのことが分かるように記載する。 </p>
3	当該事案の概要		<p>(1) 基礎情報 <input type="checkbox"/> 重大事態が発生した学校名、対象児童生徒の学年、性別、（氏名）、対象児童生徒の状況等についてまとめる。不登校重大事態の場合には、欠席日数も記載する。</p> <p>(2) 当該事案の概要 <input type="checkbox"/> 調査対象となる重大事態について大まかな概要をまとめる。</p>
4	調査の内容		<p>(1) 調査方法 <input type="checkbox"/> どのような調査方法（アンケート、聴き取り、資料分析、現場観察等）をとったかについてまとめる。</p> <p>(2) 調査内容 <input type="checkbox"/> 調査方法に応じて、具体的にどのような調査を行ったか詳細をまとめる。 <input type="checkbox"/> 聴き取りや調査組織の会議を開催した日時や議論のテーマをまとめる。</p>
5	当該事案の事実経過		<p>(1) 対象児童生徒の訴え <input type="checkbox"/> 聴き取り等を通じて把握した対象児童生徒の訴えをまとめる。 <ul style="list-style-type: none"> ・対象児童生徒から聞き取り等で事案の詳細を確認できない場合には、その旨記載し、事案の端緒となつたことについてまとめる。 </p> <p>(2) 関係児童生徒からの聴取内容 <input type="checkbox"/> 関係児童生徒の聞き取り内容をまとめる。 <input type="checkbox"/> 関係児童生徒から確認ができない場合には、その旨記載する。</p> <p>(3) 当該事案の事実経過 <input type="checkbox"/> 調査を通じて把握した事実の経過を時系列に沿ってまとめる。 <input type="checkbox"/> 事実経過をまとめるに当たっての留意事項は、</p>

			「(2) 事実関係の確認・整理」を参照。
6	当該事案の事実経過から認定しうる事実		
			<input type="checkbox"/> 事実経過を踏まえて、当該事案に係るいじめの事実関係や対象児童生徒の重大な被害といじめとの関係性について説明できることをまとめる。
7	学校及び学校の設置者の対応		
	(1)	学校の対応について	<input type="checkbox"/> 「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の対応について法や学校いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。
	(2)	学校の設置者の対応について	<input type="checkbox"/> 「5 当該事案の事実経過」でまとめた学校の設置者の対応について法や地方いじめ防止基本方針その他関連法令・本ガイドラインに照らして対応の検証を行う。
	(3)	学校及び学校の設置者の対応に係る考察	<input type="checkbox"/> 学校及び学校の設置者の一連の対応を踏まえて、課題点や改善すべき点を指摘する。
8	当該事案への対処及び再発防止策の提言		
	(1)	当該事案への対処について	<input type="checkbox"/> 当該事案に係るいじめが解消していない場合には、当該事案のいじめ解消に向けた対処をまとめる。 <input type="checkbox"/> 対象児童生徒の不登校が継続している場合に、当該児童生徒への支援方策等をまとめる。
	(2)	学校及び学校の設置者に対する提言	<input type="checkbox"/> 当該事案の一連の調査を踏まえて、学校及び学校の設置者に対する再発防止策の提言を行う。
9	参考資料		

【対象児童生徒が自殺している場合（自殺が疑われる場合を含む）】

対象児童生徒が自殺している場合には、背景調査の指針を踏まえ、

- ① 自殺に至る過程や心理の検証（分析評価）
- ② 自殺の再発防止・自殺予防のための改善策

を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

【対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合】

対象児童生徒が不登校を余儀なくされている場合には、学びの継続に向けた具体的な支援方策の検討も調査目的に含まれていることから、調査内容及び対象児童生徒の状況を踏まえて、家庭や関係機関、心理・福祉の専門家等と連携して、学習面・健康面等について今後の支援方策を検討することが必要であり、検討した今後の支援方策を上記の共通事項に加えて報告書に記載する。

第 9 章 調査結果の説明・公表

- ・調査報告書に基づく対象児童生徒・保護者への説明は法で求められている。併せて、いじめを行った児童生徒・保護者にも説明を行うことが必要である。その際、個人情報保護法や児童生徒のプライバシーや人権に配慮しつつ行う。
- ・調査報告書に基づいて、地方公共団体の長等に対して報告を行うことも法で求められている。・調査報告書を公表するか否かについては、学校の設置者及び学校として、当該事案の内容や重大性、対象児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断するものであるが、特段の支障がなければ公表することが望ましい。

第 10 章 重大事態調査における個人情報保護

- ・改正個人情報保護法に基づいた対応が求められる。法第 28 条第 2 項に基づいて、対象児童生徒・保護者に調査結果の説明を行う場合や調査報告書の公表を行う場合にも適切に対応することが必要である。

第 11 章 調査結果を踏まえた対応

- ・調査結果を踏まえて中長期的に対象児童生徒の支援や配慮が求められる場合もある。また、いじめを行った児童生徒に対しても必要な指導及び支援を行うことが求められる。
- ・再発防止策を実効性のあるものとするため、学校の設置者の責任の下、第三者の視点も入れながら、取組の進捗管理や検証を行うことが考えられる。

第 12 章 地方公共団体の長等による再調査

- ・学校の設置者又は学校による重大事態の調査が当該重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために不十分であり、再調査を行う必要があると考えられる場合としては、例えば、次のようなものが考えられる。
 - ① 調査を取りまとめた後、調査結果に影響を及ぼし得る新しい重要な事実が判明したと地方公共団体の長等が判断した場合
 - ② 事前に対象児童生徒・保護者と確認した調査事項又は調査中に新しい重要な事実が判明した事項について、地方公共団体に長等が十分な調査が尽くされていないと判断した場合
 - ③ 調査組織の構成について、地方公共団体の長等が明らかに公平性・中立性が確保されていないと判断し、かつ、事前に対象児童生徒・保護者に説明していないなどにより対象児童生徒・保護者が調査組織の構成に納得していない場合

5 その他の留意事項

(1) 組織的な指導体制

いじめへの対応は、学校長を中心に全教職員が一致協力体制を確立することが重要である。一部の教職員や特定の教職員が抱え込むのではなく、学校における「いじめ対策の組織」で情報を共有し、早期に組織的に対応することが重要である。いじめがあった場合の組織的な対処を可能とするよう、平素からこれらの対応の在り方について、全ての教職員で共通理解を図る必要がある。そのために、職員会議などで児童の様子について情報交換を行う機会を設定する。

(2) 校内研修の充実

いじめ防止のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止に関する教職員の

資質向上を図る。

(3) 校務の効率化

児童と向き合う時間を確保するために、校務を可能な限り簡素化したり分業化したりして、校務の効率化を図る。

(4) 学校評価の活用

いじめ問題への取り組みについての自己評価を行い、学校関係者評価と合わせて公表する。

(5) 地域や家庭との連携

学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。

(6) 相談体制の充実

校内では複数の教師がケースに応じて相談に乗れる体制を作つておく。

(7) インターネットや携帯電話の使い方

大人が知らないところで重大事件となることがある。使い方については児童・保護者に講演会や学習会などを開催して理解を促していくようする。

(8) いじめられた児童が自殺した場合の対応

亡くなった児童生徒の尊厳を保持しつつ、その死に至った経過を検証し、事案の当事者への指導や再発防止策を講ずることを目指し、遺族の気持ちに十分配慮しながら行う

6 いじめ防止指導計画

いじめの未然防止、早期対応を図るには学校全体で、組織的・計画的に取り組む。年度当初、以下の計画を教職員全体で確認し、児童の実態とも勘案しながら適時・適切な配慮の基、取り組む。

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
会議・研修	いじめ防止対策委員会 PTA総会等で「いじめ基本方針」提案・説明			教育を語る会	学校関係者評価委員会	いじめ防止対策委員会
防止対策	児童会活動 あいさつ運動 通年取組 朝活の時間に、ソーシャルスキルトレーニングを組み込む。			ネットいじめ防止のための情報モラル教育実施	いじめ防止研修会	
早期発見	気になる子の情報共有（常時、情報共有の位置付け）		QUアンケート	第1回学校生活に関するアンケート実施		

事案発生時、いじめ防止対策委員会開催

道徳：生命尊重、規範意識、自尊感情
教科・特別活動・総合：体験活動を交えた取組
生徒指導：自己決定力、共感的人間関係、自己存在感
(心の居場所づくり、他者との協調関係)

インターネットいじめ
サイト巡回（通年、定期的に）

	10月	11月	12月	1月	2月	3月
会議・研修	いじめ防止対策委員会		個別懇談	学校関係者評価委員会	学年・学級懇談会総括 いじめ防止対策委員会	
防止対策		道徳：生命尊重、規範意識、自尊感情 教科・特別活動・総合：体験活動を交えた取組 生徒指導：自己決定力、共感的人間関係、自己存在感 (心の居場所づくり、他者との協調関係)				
早期発見		QUアンケート	学校評価実施 第2回学校生活に関するアンケート実施		第3回学校生活に関するアンケート実施	

事案発生時、いじめ防止対策委員会開催

道徳：生命尊重、規範意識、自尊感情
教科・特別活動・総合：体験活動を交えた取組
生徒指導：自己決定力、共感的人間関係、自己存在感
(心の居場所づくり、他者との協調関係)

インターネットいじめ
サイト巡回（通年、定期的に）